

## 美瑛町U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道要領」という。）に定めるもののほか、移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象者となる者は、道要領第5の1（1）ア及びイ、ウ又はエの要件を満たす者とする。この場合において、道要領第5の1（1）ア（イ）a中「道内の移住支援金を支給する市町村」、c中「転入先の市町村」及び（ウ）c中「申請者の居住する市町村」とあるのは「美瑛町」と読み替えるものとする。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、道要領第5の1（1）に規定する額とし、本町の予算の範囲内で支給するものとする。

(予備登録申請)

第4条 第2条に定める要件に該当し、移住支援金の申請を予定している者は、道要領第5の2（1）アに示す移住支援金対象法人（以下「対象法人」という。）に就業後1月以内に、起業又はテレワーク移住をする場合は転入後1月以内に、移住支援金交付予備登録申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

(交付申請)

第5条 前条の申請書を提出した者が、移住支援金の交付を受けようとするときは、転入後3月以上経過し、かつ、対象法人に連続して3月以上在職した後、移住支援金交付申請書（別記様式第2号、別記様式第2号別紙1、別記様式第2号別紙2）、移住者の就業先が交付した就業証明書（別記様式第3号及び本人確認書類に加え、道要領第5の1（1）アからオに定める交付要件に該当することを証する書類を、必要に応じて町長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、移住支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

3 町長は、移住支援金の交付を決定したときは、速やかに移住支援金の交付決定額その他決定の内容を移住支援金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

4 町長は、移住支援金の交付をしないことを決定したときは、理由を付し書面により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定者が、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容に不服があるときは、移住支援金の交付の申請を取下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取下げた申請に係る移住支援金の交付の決定は、その効力を失う。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が、道要領第5の1（2）に該当する場合のほか、交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、移住支援金の交付決定を取り消すものとする。

2 前項の規定による取消しについては、第6条第4項の規定を準用する。

(移住支援金の返還)

第9条 町長は、移住支援金の交付の決定を取消した場合は、交付決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項で請求する返還の額は、道要領第5の1（2）ア及びイに基づくものとする。

(事業の遂行)

第10条 交付決定者は、移住支援金の決定の内容及びこれに付した条件を順守するものとする。

2 町長は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するために交付決定者及び対象法人に対し、関係書類の提出、個人情報の閲覧又は立入調査等を求めることができる。

(北海道との協力体制)

第11条 本事業の実施に当たっては、情報の共有・確認、協議その他補助執行上必要な事務を北海道と相互協力するものとする。

(その他)

第12条 この要綱及び道要領に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年4月1日より前に美瑛町に転入した者については、改正後の第2条の規定に関わらず、なお従前の例による。